

議 長 日程第2「議案第14号令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

町長の提案説明を求めます。

町 長 議案第14号令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）。

令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条、既定の歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ106万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,358万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年3月3日提出、松田町長 本山博幸。よろしく願いいたします。

議 長 町長の提案説明が終わりました。担当課長の細部説明を求めます。

町 民 課 長 それでは説明をさせていただきます。今回の補正につきましては、神奈川県後期高齢者医療広域連合へ拠出する令和元年度保険基盤安定負担金の額が確定いたしましたので、それに伴う歳入歳出の減額補正でございます。

それでは、歳入歳出事項別明細書により説明をさせていただきます。8ページ、9ページをお開きください。歳入から説明いたします。款の3繰入金、項の1、目の1一般会計繰入金につきましては、保険基盤安定繰入金について、歳出の保険基盤安定負担金の額が2,369万482円と確定いたしましたので、予算額との差、106万2,000円を減額補正させていただきます。

次のページ、10ページ、11ページをお開きください。歳出について御説明します。款の2、項の1、目の1後期高齢者医療広域連合納付金、節19負担金及び交付金につきましては、歳入で説明しましたとおり、負担金補助及び交付金のうち、保険基盤安定負担金の額の確定により予算額との差106万1,000円を減額補正させていただきます。

款の4、項の1、目の1予備費につきましては、歳入歳出の差額を計上させていただいております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしく願いいたします。

議 長 担当課長の細部説明が終わりました。これより質疑に入ります。

6 番 井 上 1点ですね、お聞かせ願いたい。後期高齢者医療広域連合納付金が確定をしたということですが、この納付金の確定というのはですね、まだ年度が3月までであるという中で、どういうふうな期間の範囲区分の中で納付金のほうがですね、確定をしているのか。通常ですと年度が、3月が終了した後にですね、広域連合の納付金というのが確定をしてくるのではないかなというふうに思いますが、今時点で確定をしたというその理由をお知らせ願いたい。

町 民 課 長 広域連合の納付金につきましては、まず、当初予算のときには、そのときの被保険者の人数で、ある程度の金額でやってますけども、当初が始まりまして、今年度の人数を確定した時点で、その全体の、神奈川県内の人数の中で案分をしながら、ここで確定するという、例年、毎年この時期に確定するものでございます。

6 番 井 上 じゃあ、それはですね、後期高齢者の人数だけで確定をするということで、実際に後期高齢者にかかる医療費に起因するものではないというふうな理解でよろしいですか。

町 民 課 長 人数もありますけれども、負担金自体は医療費のところも鑑みまして、その人数で案分していくという形になります。

6 番 井 上 医療費も考慮すると、鑑みるということであると、対象の医療費というのは、期間的には何月分まで、何年度分までというふうなことになりますか。

町 民 課 長 説明が少なくて申しわけございません。医療費自体については、前年度分の中で確定して、ことしの人数で案分するというものでございます。以上です。

議 長 よろしいですか。ほかにございますか。

この辺で質疑を打ち切りたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。質疑を打ち切ります。討論に入ります。

(「省略」の声あり)

討論省略とのお声ですが、討論を省略して採決を行って御異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

異議なしと認めます。討論を省略し、採決を行います。議案第14号令和元年度松田町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。